



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 医療法施行細則の一部を改正する規則（保健医療政策課） 1

告 示

- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課） 13
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課） 14

公 告

- 沖縄県職員選考採用試験の実施（人事課） 14
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課） 16
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 17
- 特定調達契約に係る落札者の決定（教育庁教育支援課） 17

公安委員会事項

- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施 17

規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 9月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第45号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和47年沖縄県規則第163号）の一部を次のように改正する。

第26条を削る。

第25条中「第29号様式」を「第30号様式」に改め、同条を第26条とする。

第24条を削る。

第23条中「第55条第5項」を「第55条第8項」に、「第27号様式」を「第29号様式」に改め、同条を第25条とする。

第22条中「第55条第3項」を「第55条第6項」に、「第26号様式」を「第28号様式」に改め、同条を第24条とする。

第21条中「第25号様式」を「第27号様式」に改め、同条を第23条とする。

第20条の2中「第24号様式の2」を「第26号様式」に改め、同条を第22条とする。

第20条中「第24号様式」を「第25号様式」に改め、同条を第21条とする。

第19条中「第23号様式」を「第24号様式」に改め、同条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（特別代理人の選任の請求）

第19条 法第46条の4第6項の規定による特別代理人の選任の請求は、第23号様式によるものとする。

第10号様式中「蔵所数」を「蔵書数」に、

算出根拠	A：紹介患者の数	人
	B：救急患者の数	人
	C：初診患者の数	人

D：他の病院又は診療所に紹介した患者の数	人
----------------------	---

注1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AとBの和をCで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

注2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、DをCで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

注3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

を

算出根拠	A：紹介患者の数	人
	B：初診患者の数	人
	C：逆紹介患者の数	人

注1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

注2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

注3 それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

に、「当該医療機関」を「当該病院」に、

「(4) 備考

注 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。

既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

を

「(4) 備考

注 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。

既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

(5) 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	(人)
上記以外の救急患者の数	(人)
合計	(人)

注 それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

(6) 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	台
---------------	---

に、

「(2) 研修の実績

研 修 者 数	人
---------	---

注 前年度の研修生の実数を記入すること。

を

「(2) 研修の実績

ア 地域の医療従事者への実施回数	回
イ アの合計研修者数	人

注1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

注2 イには、前年度の研修生の実数を記入すること。

に、

「12 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲 覧 責 任 者 氏 名	
閲 覧 担 当 者 氏 名	
閲覧の求めに応じる場所	
閲覧の手続の概要	

を

「12 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲 覧 責 任 者 氏 名	
閲 覧 担 当 者 氏 名	
閲覧の求めに応じる場所	
閲覧の手続の概要	

前年度の総閲覧件数		件
閲覧者別	医 師	件
	歯 科 医 師	件
	地方公共団体	件
	そ の 他	件

13 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	回
委員会における議論の概要	

注 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

14 患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口・相談室・その他 ()
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	
患者相談件数	件
患者相談の概要	

注 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が特定されないよう配慮すること。

15 その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類 (任意)

(1) 病院の機能に関する第三者による評価

病院の機能に関する第三者による評価の有無	有・無
・評価を行った機関名、評価を受けた時期	

注 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

(2) 果たしている役割に関する情報発信

果たしている役割に関する情報発信の有無	有・無
・ 情報発信の方法、内容等の概要	

(3) 退院調整部門

退院調整部門の有無	有・無
・ 退院調整部門の概要	

(4) 地域連携を促進するための取組み

地域連携クリティカルパスの策定	有・無
<ul style="list-style-type: none"> ・ 策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 ・ 地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み 	

に改める。

第10号様式の2を次のように改める。

第10号様式の2（第7条の2関係）

地域医療支援病院業務報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

開設者

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者の職氏名） 印

標記について、医療法施行規則第9条の2の規定に基づき、 年度の業務に関して報告します。

記

1 名 称

--

2 所在地

--

3 病床数

精 神	感 染 症	結 核	療 養	一 般	合 計
床	床	床	床	床	床

4 施設の構造設備

施 設 名	設 備 概 要
-------	---------

集中治療室	(主な設備)	病床数	床
化学検査室	(主な設備)		
細菌検査室	(主な設備)		
病理検査室	(主な設備)		
病理解剖室	(主な設備)		
研究室	(主な設備)		
講義室	室数	室	収容定員 人
図書室	室数	室	蔵書数 冊程度
救急用又は患者搬送用自動車	(主な設備)	保有台数	台
医薬品情報管理室	[専用室の場合] [共用室の場合]	床面積 m ² ○○室と共用 (床面積 m ²)	

注1 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

注2 前回報告後、施設の構造設備の変更あれば、当該施設に係る建物の平面図を添付し、その施設を朱書き等により明示すること。

5 紹介患者への医療提供及び他院への患者紹介の実績

地域医療支援病院紹介率	%	算定期間	年 月 日～年 月 日
地域医療支援病院逆紹介率	%		
算出根拠	A：紹介患者の数		人
	B：初診患者の数		人
	C：逆紹介患者の数		人

注1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

注2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

注3 それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

6 共同利用の実績 (別紙第1)

7 救急医療の提供の実績

(1) 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職 種	氏 名	勤務の態様	勤務時間	備 考
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		

			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		

(2) 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床		床
専用病床		床

注 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

(3) 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
	m ²	(主な設備)	
	m ²	(主な設備)	
	m ²	(主な設備)	
	m ²	(主な設備)	
	m ²	(主な設備)	

(4) 備考

--

注 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。
 既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあつては、その旨を記載すること。

(5) 救急患者の数

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	(人)
上記以外の救急患者の数	(人)
合計	(人)

注 それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。
 括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

(6) 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	台
---------------	---

- 8 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績（別紙第2）
- 9 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の体系的な管理方法（別紙第3）
- 10 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲覧の実績（別紙第4）
- 11 委員会開催の実績（別紙第5）
- 12 患者相談の実績（別紙第6）
- 13 その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類（任意）（別紙第7）

(別紙第1)

地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用（共同利用）の実績

1 共同利用の実績

注 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

注 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用を行ったものを明記すること。

3 共同利用の体制

- (1) 共同利用に関する規定の有無 有・無
- (2) 利用医師等登録制度の担当者 氏 名：
職 種：

注 共同利用に関する規定がある場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住 所	主たる診療科名	地域医療支援病院 開設者との経営上 の関係

注 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数	床
--------------	---

(別紙第2)

地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績

1 研修の内容

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	回
(2) (1)の合計研修者数	人

注1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

注2 (2)には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

- (1) 研修プログラムの有無 有・無
- (2) 研修委員会設置の有無 有・無
- (3) 研修指導者

研修指導者氏名	職 種	診 療 科	役 職 等	臨 床 経 験 数	特 記 事 項
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	

					年
					年

注 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
	m ²	(主な設備)
	m ²	(主な設備)
	m ²	(主な設備)
	m ²	(主な設備)
	m ²	(主な設備)
	m ²	(主な設備)

(別紙第3)

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の体系的な管理方法

管理責任者氏名	
管理担当者氏名	

		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方箋、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約			
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績		
	救急医療の提供の実績		
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績		
	閲覧実績		
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に		

対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿		
-----------------------	--	--

注 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(別紙第4)

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲覧の実績

閲覧責任者氏名	
閲覧担当者氏名	
閲覧の求めに応じる場所	
閲覧の手続の概要	

前年度の総閲覧件数		件
閲覧者別	医 師	件
	歯 科 医 師	件
	地方公共団体	件
	そ の 他	件

(別紙第5)

委員会開催の実績

委員会の開催回数	回	
委員会における議論の概要		

注 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

(別紙第6)

患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口・相談室・その他 ()
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	
患者相談件数	件
患者相談の概要	

注 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が特定されないよう配慮すること。

(別紙第7)

その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類 (任意)

1 病院の機能に関する第三者による評価

病院の機能に関する第三者による評価の有無	有・無
・ 評価を行った機関名、評価を受けた時期	

注 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

果たしている役割に関する情報発信の有無	有・無
・ 情報発信の方法、内容等の概要	

3 退院調整部門

退院調整部門の有無	有・無
・ 退院調整部門の概要	

4 地域連携を促進するための取組み

地域連携クリティカルパスの策定	有・無
<ul style="list-style-type: none"> ・ 策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 ・ 地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み 	

第30号様式を削る。

第29号様式中「(第25条関係)」を「(第26条関係)」に改め、同様式を第30号様式とする。

第28号様式を削る。

第27号様式中「(第23条関係)」を「(第25条関係)」に、「第2項第1号」を「第3項第1号」に、「同法第55条第5項」を「同条第8項」に改め、同様式を第29号様式とする。

第26号様式中「(第22条関係)」を「(第24条関係)」に改め、同様式を第28号様式とする。

第25号様式中「(第21条関係)」を「(第23条関係)」に改め、同様式を第27号様式とする。

第24号様式の2中「(第20条の2関係)」を「(第22条関係)」に改め、同様式を第26号様式とする。

第24号様式中「(第20条関係)」を「(第21条関係)」に改め、同様式を第25号様式とする。

第23号様式中「(第19条関係)」を「(第20条関係)」に改め、同様式を第24号様式とし、第22号様式の次に次の1様式を加える。

第23号様式 (第19条関係)

特別代理人選任請求書

年 月 日

沖縄県知事 殿

主たる法人の所在地

名 称

理事長名

印

医療法第46条の4第6項の規定により、本法人の特別代理人の選任について、下記のとおり請求します。

1 特別代理人に選任されるべき者	住 所			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日	職 業	
	理事長との続柄			
	特別代理人に選任した理由			
2 選任を必要とする理由				

備考 次の書類を添付すること。

(1) この決議を行った社員総会(理事会)の議事録の写し(理事長の原本と相違ない旨の証明が必要)

(2) 特別代理人の履歴書及び就任承諾書

第32号様式備考(2)を削り、同様式備考(3)を同様式備考(2)とし、同様式備考に次のように加える。

(3) 履歴書、身分証明書及び印鑑証明書(新たに就任した役員に限る。)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の医療法施行細則の規定に基づいて提出されている申請及び届出については、この規則による改正後の医療法施行細則の相当規定によりなされたものとみなす。

告 示

沖縄県告示第488号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予

定である。

平成26年 9月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡伊是名村字仲田南風原1900番 1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 海岸保全施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第489号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により、伊良部加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成26年 9月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

公 告

沖縄県職員選考採用試験を次のとおり行います。

平成26年 9月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 採用職種、採用予定数及び職務内容

採用職種	採用予定数	職務内容	採用時勤務予定場所
保健師	12名程度	保健に関する業務に従事する。	福祉保健所等
薬剤師	若干名	薬剤関係の業務に従事する。	

2 受験資格

- (1) 保健師を希望する者 昭和61年4月2日以後に生まれた者で、保健師免許を有するもの又は平成27年6月末日までに当該免許を取得する見込みのあるもの
- (2) 薬剤師を希望する者 昭和54年4月2日以後に生まれた者で、薬剤師免許を有するもの又は平成27年6月末日までに当該免許を取得する見込みのあるもの
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する次の事項に該当する者は、受験できません。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 沖縄県職員として、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (4) 日本国籍を有していなくても受験は可能です。ただし、次の点に御注意ください。
 - ア 公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職に就くことはできないとする公務員に関する基本原則に基づき任用されます。
 - イ 就職が制限される在留資格により、日本国内に在住する者は、採用されません。

3 試験の日時、場所等

試験区分	試験の日時	試験科目	試験の内容	試験会場
第1次試験	平成26年10月19日(日曜日)午前8時30分から12時30分まで	教養試験	公務員として必要な一般的知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般的知能について択一式による筆記試験を行います。	沖縄県自治研修所(那覇市西) 宮古合同庁舎(宮古島市平良字西里) 八重山合同庁舎(石垣)

	作文試験	文章による表現力、課題に対する構 想力などについて筆記試験を行います。	市字真栄里)
第2次試験	平成26年11月下旬に適性検査及び面接試験を実施します。試験の日時、場所等については、第1次試験合格者に通知します。		

※ 教養試験において、一定の基準に達しない場合、作文試験の結果に関わらず不合格となります。

4 募集要項の入手方法

募集要項の入手については、沖縄県総務部人事課ホームページ (<http://www.pref.okinawa.jp/site/so-mu/jinji/index.html>) からダウンロードできるほか、次の表に掲げる場所で配布します。

配布場所	所在地	電話番号
沖縄県総務部人事課	那覇市泉崎1丁目2番2号県庁行政棟5階	098-866-2090
沖縄県名護県税事務所	名護市大南一丁目13番11号北部合同庁舎1階	0980-52-2170
沖縄県コザ県税事務所	沖縄市美原一丁目6番34号中部合同庁舎1階	098-894-6500
沖縄県宮古事務所総務課	宮古島市平良字西里1125番地宮古合同庁舎2階	0980-72-2551
沖縄県八重山事務所総務課	石垣市字真栄里438番地1八重山合同庁舎2階	0980-82-3040
沖縄県東京事務所	東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館10階	03-5212-9087
沖縄県大阪事務所	大阪市北区梅田一丁目1番3号大阪駅前第3ビル21階	06-6344-6828
沖縄県名古屋情報センター	名古屋市中区栄四丁目1番1号中部日本ビルディング4階	052-263-3618

5 申込方法

(1) インターネットによる申込み（以下「電子申請」という。）の場合 沖縄県ホームページから電子申請での申込みが可能です。

ア 申込手順 沖縄県ホームページ (<http://www.pref.okinawa.jp/index.html>) のトップページ中段の「県政情報」の中の「人事・職員」の「採用情報」から、「平成26年度沖縄県職員（保健師、薬剤師）の募集について」を選択し、「電子申請」を選択してください。

備考 電子申請の方法については、別途「電子申請・届出サービス」の利用方法を参照してください。

イ 注意事項

(7) 使用するパソコンの機種や環境によって、一部対応できない場合がありますので、御注意ください。また、プリンタが必要になりますので御準備ください。

(8) 回線状況によっては、予期せぬ機器停止や通信障害が発生する場合がありますので、時間に余裕をもって申込みを行ってください。

(9) 受付期間終了後、受験申込手続で申請したアドレスに受験票の受取について連絡いたします。受験票は、各自で印刷し、試験日に持参してください。受験票は、郵送しません。

(2) 郵送による申込みの場合 次のア、イ及びウに掲げる書類等をエに掲げる申込先に簡易書留で郵送してください。

ア 受験申込書

イ 履歴書（平成26年度選考採用試験関係。募集要項に添付されている「履歴書（平成26年度選考採用試験関係）」に自筆（黒色ボールペン使用）で記載し、試験の申込前3月以内に撮影した顔写真を写真欄に貼付してください。）

ウ 82円切手を貼った封筒（受験票送付に使用しますので、表面に受験者の氏名及び受取先を記載してください。）

エ 申込先 沖縄県総務部人事課（沖縄県庁舎5階） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-866-2090

(3) 受付期間 平成26年9月12日（金曜日）から同年10月3日（金曜日）まで（電子申請による申込みの場合は平成26年9月12日（金曜日）午前9時から同年10月3日（金曜日）午後5時までに申込データの

受信を完了したものに限り、郵送の場合は平成26年10月3日までの消印のあるものに限り受け付けます。)

6 第1次試験に持参するもの

- (1) 受験票（電子申請による申込者は、各自受験票を印刷の上、持参してください。郵送による申込者は、沖縄県総務部人事課から送付される受験票を持参してください。）
- (2) 電子申請により申し込んだ者にとっては、履歴書（試験の申込前3月以内に撮影した顔写真を写真欄に貼付してください。）

7 合格発表 第1次試験の合格者は平成26年11月上旬に、第2次試験の合格者は平成26年12月中旬にそれぞれ県庁正門、宮古合同庁舎及び八重山合同庁舎の掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

8 合格発表後の取扱い

- (1) 採用される日は、原則として平成27年4月1日ですが、場合によっては同日前となることがあります。
- (2) 合格者の数は、年間の欠員見込数等を考慮して決定しますので、合格しても採用されないことがあります。
- (3) 採用されることを辞退する者又は新たな欠員が生じた場合は、採用試験の成績の上位の者から順次繰り上げて合格者とし、本人宛て通知します。
- (4) 合格発表後に受験資格がないことが判明した場合や、記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消します。

9 給与

- (1) 初任給は、平成26年4月1日現在で、大学卒業後すぐに採用された場合、保健師201,100円、薬剤師185,800円で、それぞれ経験年数等を加味した額が支給されます。
- (2) 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の規定に基づき、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

10 その他

- (1) 試験当日は、6（第1次試験に持参するもの）に掲げるもののほか、HB鉛筆数本及び消しゴムを持参してください。
- (2) 提出された履歴書等は、合否の別にかかわらず、返却しません。
- (3) 試験会場には、駐車場を確保していないので、自動車、二輪車等の利用は、御遠慮ください。
- (4) 試験会場内は、禁煙です。各会場所定の喫煙所を利用してください。
- (5) 郵送で申し込まれた方で、平成26年10月14日（火曜日）までに受験票が到着しないときは、沖縄県総務部人事課人事調整班宛てに電話連絡してください。

11 問合せ先 沖縄県総務部人事課人事調整班（電話番号 098-886-2090）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年11月4日まで縦覧に供する。
平成26年9月12日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成26年9月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人名護市障がい者関係団体協議会
- 3 代表者の氏名 比嘉豪
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県名護市城二丁目16番12号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障がい者本人とその家族の他、親の会、地域活動支援センター、障がい者学童クラブ等障害者関係団体に対して、地域生活のための相談及び支援、助言や情報交換・地域交流の場の提供、活動支援並びに障がい者福祉のための情報提供及び啓発活動に関する事業を行うと共に、県内外の特定非営利活動法人とのネットワークを深め、すべての人が安心して楽しく暮らせるまちづくりと地域福祉の増進に寄与する事を目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年9月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年9月9日 沖縄県指令土第1080号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平620番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平240番地1ブリーズロードB-101 神谷孝
- 5 検査済証番号 平成26年9月1日 第4137号
- 6 工事完了年月日 平成26年8月20日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成26年9月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 教育用コンピュータ等及びアプリケーションソフトの借入れ（設置及び設定業務を含む。） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県教育庁教育支援課 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成26年8月29日
- 4 落札者の名称及び所在地 沖縄通信ネットワーク株式会社 沖縄県那覇市松山1丁目2番1号
- 5 落札金額 262,440,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成26年7月18日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第98号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

平成26年9月12日

沖縄県公安委員会

1 検定の種別、級、実施期日、場所等

種別	級	定員	実施期日	場所
貴重品運搬警備業務	1級	10人	平成26年12月13日（土曜日） 午前10時から午後6時まで	豊見城市字豊崎3番22 沖縄県警察運転免許センター
	2級	10人		

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

(1) 1級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (イ) 警備業務に関する基本的な事項
- (ロ) 法令に関すること。
- (ハ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (ニ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- (ホ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の

措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 2級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

- (1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

- (2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

- (1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、平成26年9月16日（火曜日）から同月22日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

- (2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

- (ア) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面
- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉
- (ウ) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

- (3) 提出先

ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

- (4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。

- (5) 検定手数料 手数料16,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

6 その他

- (1) 検定当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察運転免許センターの受付で、検定手続を終えること。

- (2) 検定当日は、受検票、筆記用具及び警笛（警笛については、1級の検定の受検者に限る。）を持参す

ること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。

- (3) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号 (098) 862-0110 (内線3032-3034) 又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課 (係)

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
--	--